

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成26年11月11日京都市条例第27号）（建設局自転車政策推進室）

自転車の利用者の利便の増進を図るとともに、自転車の放置の防止に資するため、自転車の駐車のための施設を次のように設置することとしました。

（施設内容）

名 称	京都市市役所前広場自転車駐車場
位 置	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
駐 車 台 数	約400台
供用開始予定時期	平成27年12月頃

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第27号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市西賀茂自転車駐車場の項の次に次の1項を加える。

京都市市役所前広場自転車駐車場	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488番地
-----------------	------------------------------

別表第2(3)の項中「京都市西賀茂自転車駐車場」の右に「京都市市役所前広場自転車駐車場」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 定期駐車券の発行その他京都市市役所前広場自転車駐車場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(建設局自転車政策推進室)